

## 下諏訪町空家等対策計画における

### パブリックコメント結果概要について

1. 実施期間 平成30年1月29日（月）～平成30年3月12日（月）
2. 実施方法 ①住民周知 下諏訪町ホームページに掲載  
報道 市民新聞社 長野日報社  
②資料の提供 下諏訪町ホームページに掲載、建設水道課窓口で提供  
③募集方法 建設水道課都市整備係窓口へ持参、郵送、電子メール、FAX
3. 募集結果 意見・要望提出者2名、提出件数4件

いただいたご意見などの要旨	町の考え方
<p>P11 建替え支援</p> <p>建築基準法の改正により、4m以上の道路に2m以上接していないため再建築不可な家が多い。町主導で（居住者がいなくなる際に、一部町に寄付していただくなど）道を整備する。あるいは防災が確保できる範囲で京都市の「新たな道路指定制度」のような条例を制定する。売却や建て替えが可能になれば空き家化予防になる。</p>	<p>道路幅員については、建築基準法に則っており、現状では難しいと考える。</p> <p>道路の拡幅については、町全体の将来像を見据える中で検討してまいります。</p>
<p>P16 解体・除去の支援</p> <p>リノベーションの団体、古材バンクなどにワークショップの会場として提供するなど、協同して解体・活用の費用を節減。</p> <p>残存家財の整理などについても同様に行う。</p>	<p>ご提案いただいたご意見につきましては、空家は個人資産であるため所有者の方の意向が前提ではありますが、今後どのようなスキームが可能か検討させていただきます。</p>
<p>P16 解体・除去の支援</p> <p>不動産税・相続税を道路分の土地で物納できるようにする。上物の撤去についても町で行えるようにする。</p>	<p>固定資産税については、物納では受付けておりませんので難しいと考える。また不動産取得税や相続税は町の裁量ではないため、そのようなスキームは難しいと考える。</p> <p>町で行う上物撤去は、特定空家と判断された後、指導等に応じていただけない場合の行政代執行及び略式代執行の際となります。</p> <p>また、代執行の費用については、所有者の方の負担となります。</p>

P11 発生予防

「住み続ける」以前に不動産の権利をきちんとする。

代が替わる度に相続登記をしてから「住み続ける」。これが不動産所有の基本で、周りに迷惑を掛けない責任があります。これを強化しないと対策は進まない。

相続登記がその都度行われていない事で進まない事例が多い。

以上の広報活動が重要だと思う。

相続登記に関する事項は、町で出来ることは現状では限られてしまっていますが、P12の適切な管理の促進①所有者等の意識向上と理解増進の中で、適切な相続に関する呼びかけや情報提供を目的とし、各種説明会やセミナー等の開催を検討してまいりたく考えます。